

宝塚市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月17日

宝塚市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

宝塚市の農業は、良元・宝塚・長尾の3地区を合わせた南部市街地農業と、西谷地区の北部地域農業に大別でき、南部地域では長尾地区を中心とした花き・植木産業が、北部地域では稲作や「西谷野菜」で知られる野菜類を中心とした副業的自給農家が大半を占めています。

農業振興地域である北部地域では、農業者の高齢化、後継者・担い手の不足により、農地の山林化・荒廃化が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化において農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

また、新規参入に関する窓口として、農業委員会は市と連携し、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地を斡旋したり、農地所有者との架け橋役を担うなどの支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図ります。

市街化区域である南部地域では、宝塚市の伝統産業である花き・植木産業の振興を図ります。一方、令和4年度以降、市街地の生産緑地の多くが、指定から30年を経過することから、特定生産緑地指定の支援、ならびに適切な肥培管理の指導を行い、市街化区域全体の営農の継続、促進を図ります。

以上を踏まえ、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「第2次宝塚市農業振興計画」や「地域計画」に基づく活動を進めるため、宝塚市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を下記のとおり定めます。

なお、この指針は、令和10年度に目指す農地の状況を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|--------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状 (令和5年3月) | 361ha | 5.9ha | 1.63% |
| 3年後の目標 (令和8年3月) | 361ha | 4.4ha | 1.21% |
| 目 標 (令和9年3月) | 361ha | 3.9ha | 1.08% |

注：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、日常的に実施する。

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「eMAFF地図」に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|--------------------|------------|---------|----------|
| 現 状 (令和5年3月) | 361ha | 39.36ha | 10.9% |
| 3年後の目標 (令和8年3月) | 361ha | 50.54ha | 14.0% |
| 目 標 (令和9年3月) | 361ha | 54.15ha | 15.0% |

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」について

- ・集落ごとに地域の課題を解決するため、将来の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成に取り組む。

② 農地の利用調整と利用権の設定について

- ・管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価について、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の推進について

(1) 新規参入の促進目標

| 新規就農者数 | |
|---------------------------------|-------|
| 現 状 (令和4年4月から令和5年3月までの期間) | 5経営体 |
| 3年後の目標 (令和5年4月から令和8年3月までの期間) | 15経営体 |
| 目 標 (令和5年4月から令和9年3月までの期間) | 20経営体 |

値は、令和4年度の新規就農者の実績数である。

※経営体については、個人・法人を含む。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

関係課、県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

宝塚市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、宝塚市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力